

参加者の有無を確認する公募手続に係る説明書

1 目的

特定の者と随意契約しようとする本業務について、特定の者以外で下記の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を公募により求めるものです。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者が1者の場合には、相手方を特定した随意契約の手続に移行する予定です。

応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合には、当該応募者に対して、指名競争を実施する予定です。

2 業務の概要

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 委託名 | 令和8年度働く障害者のための交流拠点事業業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 業務目的 | 障害者の長期的な職場定着等を推進し、障害者の社会参加と自立を支援する。 |
| (4) 委託期間 | 契約日から令和9年3月31日まで |

3 応募要件

- | | |
|-----|---|
| (1) | 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第2条第1項に掲げる者でないこと。 |
| (2) | 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示120号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、役務部門に登録があること。現在、有資格者名簿に登載がない者も参加意思確認書を提出することができるが、参加意思確認書の提出と併せて有資格者名簿に登載されている者と同等であるとの認定を受けること。 |
| (3) | 参加意思確認書の提出日において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。 |
| (4) | 岡山市内で地域活動支援センターI型としての機能を有し、かつ就労移行支援及び就労定着支援を運営する障害福祉サービスを提供する社会福祉法人であり、令和6～7年度において障害者の一般就労移行実績及び一般就労へ移行した障害者の職場定着実績があること。 |
| (5) | 職場定着支援のスキルをもつ訪問型職場適応援助者（ジョブコーチ）が在籍していること。 |

4 日程及び期限

内容	日程・期限
説明書等の交付	公示日～令和8年1月19日(月)午後5時まで
説明書等に関する質問受付	令和8年1月9日(金)午後5時まで
説明書等に関する質問回答	令和8年1月14日(水)午後5時掲載
参加意思確認書の提出	令和8年1月6日(火)～令和8年1月19日(月)まで 各日午前9時から正午、午後1時～午後5時(持参のみ) (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
入札書の提出予定期限※1	令和8年3月上旬頃(予定)

※1 応募要件を満たす者が複数いる場合のみ。指名競争入札を実施する場合には、別途、入札指名通知書をお送りします。

5 説明書等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付方法

電子メールで、メールの件名を「【参加者確認質問】令和8年度働く障害者のための交流拠点事業業務委託」として、岡山市保健福祉局障害・生活福祉部障害福祉課へ提出すること。

なお、提出後は必ず電話により到達の確認を行うこと。

電子メール：syurou@city.okayama.jp

(2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他）へ掲載します。

6 参加意思確認書の提出

(1) 提出書類

- ①参加意思確認書（様式1）
- ②業務実績調書（様式2）

(2) 提出方法

持参のみ。

(3) 提出場所

岡山市役所保健福祉会館7階 岡山市保健福祉局障害・生活福祉部障害福祉課

7 有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類

(1) 提出書類

応募者により提出書類が異なるので、事前に必ず時間的に余裕をもって問い合わせること。

(2) 提出方法及び場所

6に記載の参加意思確認書と併せて提出すること。

8 その他留意事項

- (1) 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とします。
- (2) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書は、返却しません。
- (4) 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用はしません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 参加意思確認書に記載した配置予定技術者は、変更することはできません。
(※配置予定技術者を必要とする場合のみ)
- (7) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等を行うことがあります。
- (8) 応募要件を満たさないとの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、書面により、当課に対し応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができるものとします。
- (9) 応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して10日以内に、書面等により回答するものとします。
- (10) 本手続は、予算その他本市の事情により中止する場合があります。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市保健福祉局障害・生活福祉部障害福祉課（岡山市保健福祉会館7階）担当：小坂
〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号
電話：(086)803-1234
FAX：(086)803-1755
電子メール：syurou@city.okayama.jp